

市民活動団体支援業務委託プロポーザル要求水準書

1 業務の名称

市民活動団体支援業務

2 業務の目的

NPO法人や市民公益活動団体、市民等（以下、「市民活動団体」という。）からの相談への対応や研修会の開催など、市の協働パートナーとなる市民活動団体の活動を支援することにより、地域の魅力づくりや課題解決、市民協働の推進を図る。

3 業務委託期間

契約締結日（令和5年7月下旬を予定）から令和6年3月31日まで

4 業務の内容

会津若松市内に活動拠点又は活動場所がある（にしようとしている）市民活動団体を対象に、以下の業務を行う。

(1) 相談対応（随時）

団体の立ち上げや運営、会計、広報などについての相談に対して、助言及び伴走型の支援を行う。

(2) 研修会の開催

市民活動団体の活動に必要な分野についての研修会を企画・運営する。また、本業務の目的を踏まえた受講者を対象としたアンケートの作成、実施及び集計等を行う。なお、研修会の詳細やアンケートの内容については、あらかじめ発注者と協議の上決定する。

(3) イベントの開催

市内の市民活動団体の活動等を市民や地域、企業等に紹介し市民活動への理解促進と、多様な主体が連携・協働する機会の創出、地域の魅力づくりや課題解決につながるイベントを企画・運営する。

(4) ホームページの作成・運用

市民活動団体の活動、地域の魅力づくりや課題解決に役立つ情報を発信するホームページを作成し、運用する。

(5) その他

本業務の遂行に必要な場所・機材・講師等を手配するとともに、本業務終了後に報告書等の成果品を作成し、発注者に提出する。

5 成果品及び納入期限

(1) 成果品

①実施報告書

ア) 相談対応

・相談日時、場所、相談者、相談内容、対応経過等の一覧

イ) 研修会の開催

・研修日時、場所、研修内容等一覧

・受講者名簿及び開催日別の参加状況一覧

・開催状況を撮影した画像

・受講者を対象としたアンケートの集計結果及び考察

ウ) イベントの開催

- ・ イベント日時、場所、イベント内容等一覧
- ・ 開催日別の参加状況一覧
- ・ 開催状況を撮影した画像
- ・ 参加者を対象としたアンケートの集計結果及び考察

エ) ホームページの作成及び運用

- ・ 更新履歴一覧
- ・ 月ごとの閲覧数一覧

(2) その他、発注者が求める資料

(3) 成果品の納入期限

受注者は、令和6年3月31日までに、成果品（印刷物（カラー印刷1部）及び電子データ）を発注者に提出すること。

6 その他

- (1) 受注者は、発注者と連絡を密にして業務にあたること。
- (2) 受注者は、本業務により得られた成果品、資料、情報等は、発注者の許可なく他に公表、貸与、使用してはならない。
- (3) 業務の一括再委託や主体業務の再委託は認められない。
- (4) 業務完了後に、受注者の責に帰すべき事由により成果品に不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、本業務の契約締結後、仕様書等に疑義が生じたとき、仕様書により難しい事由が生じたとき、又は仕様書の細目的事項については、発注者と速やかに協議し、その決定に従うこと。

7 本業務の企画提案に関する要求水準等

(1) 本業務に関する基本的な考え方

本事業は、市の協働パートナーとなる市民活動団体の活動を支援することにより、多くの市民が、地域の魅力づくりや課題解決に参画する活力のあるまちを目指すものであることから、単なる一過性の支援ではなく、市民活動団体の継続的な活動につながる支援・対応となるよう留意すること。

支援対象となる市民活動団体については、活動目的や事業規模、運営方法など、様々な状況にあることが想定されることから、各団体のニーズに応じた支援・対応となるよう留意すること。

また、地域の魅力づくりや課題解決につながる支援・対応となるよう留意すること。

(2) 企画提案にかかる要求水準

本業務の企画提案にあたっては、業務の目的及び業務内容、並びに次の事項を踏まえたものとする。

①相談対応

ア) 寄せられた相談に対しては速やかに対応すること。また、実際の相談は、相談者と受注者が協議し決定した日時・場所・方法等で行うこと。

※相談は対面での対応を基本とするが、両者が合意した場合には、電話・電子メール・オンライン等、対面以外の対応も可とする。

- イ) 対応は、相談内容の解決・達成・保留、他の専門機関等への紹介・引き継ぎのほか、相談者と受注者双方の合意により終了すること。
- ウ) 相談の場所は、会津若松市内とし、受託者の事務所等を使用する。
- エ) 相談にかかる料金等は原則として無料とする。但し、手続きに必要な経費や教材費などの実費は、相談者の負担とすることができる。

②研修会の開催

- ア) 本業務委託期間中に3回以上開催すること。
- イ) 会場は会津若松市内とすること。
- ウ) 定員は各回10名以上とすること。
- エ) 受講料は無料とすること。但し、テキスト代等の実費は受講者負担とすることができる。
- オ) 感染症対策を講じること。

③イベントの開催

- ア) 本業務委託期間中に2回以上開催すること。
- イ) 会場は会津若松市内とすること。
- ウ) イベントで紹介する市民活動団体は、各回10団体以上とすること。
- エ) 参加料は無料とすること。但し、材料費等の実費は参加者負担とすることができる。
- オ) 感染症対策を講じること。

④ホームページの作成及び運用

- ア) 本業務の契約締結日から3週間以内にホームページの運用（公開）を開始すること。
- イ) 市民活動団体やイベント、助成金などの情報等を掲載するなど、毎週1回以上更新すること。